

**台風14号により被災されたお客さまに対する
電気料金その他の特別措置について**

このたびの台風14号により被災されたお客さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

当社は、平成17年9月6日に中国地方を通過した台風14号の影響により、あらたヤマグチケン イワクニシに災害救助法が適用された山口県 岩国市 および隣接する地域において、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には下記の特別措置を講ずることとし、平成17年9月9日付けで経済産業大臣あてに認可申請を行い、同日、認可されました。

記**1. 対象地域**ヤマグチケン イワクニシ

山口県 岩国市 および隣接する地域

2. 特別措置の内容**1. 電気料金の早収期間*¹および支払期限*²の延長**

被災されたお客さまの平成17年8月(早収期限日が9月6日以降となるものに限り。), 9月および10月分の電気料金の早収期間および支払期限を各々1カ月間延長します。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合には、6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

3. 工事費負担金*³の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されないで需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成18年3月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費*⁴の免除

被災されたお客さまが、平成18年3月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、平成18年3月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。
6. 被災されたお客さまが、平成18年3月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料*⁵は申し受けません。

3. 特別措置の適用の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄りの当社取扱店までお申し込みください。

4. その他

台風の影響により、当社の設備に異常が生じている場合があります。切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に触らずに、至急当社取扱店までご一報ください。

【注】

- *1・・・ 早取期間は、検針日から21日目までの期間
- *2・・・ 支払期限は、検針日から51日目の日
- *3・4・5

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

— 被災されたお客さまからのお問い合わせ先 —

◎ 岩国営業所

岩国市南岩国町1丁目16番6号 電話 0120-610-762

◎ 柳井営業所

柳井市大字古開作字東条685番地
地の11 電話 0120-616-317

◎ 周南営業所

周南市大字久米字東神女3196番地
地の1 電話 0120-611-907

以上

関連リンク

- [台風14号に伴う停電について\(お詫びとお知らせ\)](#)